



## 六条藤家をめぐって：歌道家の成立と展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹下, 豊 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00011121">https://doi.org/10.24729/00011121</a>

## 六条藤家をめぐって

— 歌道家の成立と展開 —

### 竹 下 豊

しての力量の差を認めているが、藤原清輔は時文にまつわる逸話を書きとめている。

其時御屏風歌、擣衣所ニ兼盛詠

衣ウツベキ時ヤキヌラム

紀時文、件色紙形ヲ書之時、抑筆云、見在ニ擣衣ヲミテ衣

打ベキ時ヤキヌラムト詠之条、如何。仍被問兼盛之処、

申云、貫之、延喜御時御屏風駒迎所ニ、今ヤ引ラム望月ノ駒

ト詠、有「此難」歎、如何。于レ時時文閉レ口云々。

(『袋草紙』上巻)

同じ話は顯昭の『拾遺抄注』にも収められているが、終りの方は、

貫之駒迎シタル所ニモ、イマヤヒクラントコソ詠ジテ侍バ、

父ノ歌ヲバ不覺申歎如何ト貫ケレバ、時文閉口云々。是ハ

故六条ノ左京兆所談也。

梨壺の五人めでたしといへども、かの古今の四人の撰者に及ぶべからず。能宣、元輔は、為「重代」之上、尤然べき歌人也。

順又重代にあらずといへども、此道けいこの物也。望城、時

文は、只父が子といふばかり也。

(『八雲御抄』巻六)

『古今集』の代表歌人坂上是則の子望城、撰者紀貫之の子時文は、重代の歌人で、梨壺の五人に選ばれているが、それぞれ父の余徳に与ることの大きかったことが述べられている。実際、二人

とも歌人としての評価は高くなく、勅撰集で言えば、望城は『拾遺集』に一首、『後拾遺集』に一首、時文は『後拾遺集』に二首、

『統後撰集』に一首、『統古今集』に二首入集しているのみであ

る(『勅撰作者部類』に拠る)。順徳院は、両親子の中に、歌人と

とあって、父顯輔から伝え聞いた話であることがわかる。時文が余人の歌ならばまだしも、父貫之の、しかも人口に膾炙していたであろう名歌『和歌九品』に上品中として挙げられ、『拾遺集』に入集を知らなかったことは、父、顯輔から種々の歌学を講ぜられてゐる清輔、顯昭にとって、考えられもしないことであろう。父祖の家学を継承し、さらに発展させつつあった二人にとって、

この逸話に典型的な貫之親子の歌道における断絶ぶりは、奇異に映つたに違いない。「父ノ歌ヲバ不覺申ニ歎」という所から、顯輔は教戒の意を込めて顯昭に語つたのかもしれないが、該話の後

に『十訓抄』は、  
しかも時文は貫之が子にて、かく難じたりける、いよ／＼浅かりけり。  
(第四)

と記し、『清輔雑談集』(貞享二年版本)は、

殊に時文は貫之が子にて、かく難じける、いよ／＼恥辱と也。

(卷七)

と言う。これらはそのまま、この逸話を記した清輔、顯昭の感想でもあろう。山田孝雄博士によれば、「紀貫之が当時歌道の師匠として仰がれ、その門に入り教を請うた所の集団があつたことがあり、而して歌の道といふ語が既に存在し」ていたということであり、当然歌学も講ぜられたと思われるが、貫之、時文親子の間

(注)  
六条藤家をめぐって

には断絶が認められ、歌の家としては成立し得なかつたと言つてよい。

中世文学への視点はいろいろあるが、その一つに「家」を挙げてもよからう。そして、それは「道」とも密接に関連している。

中世において、時に勢力の消長はあるが、定家の子孫、特に二条家が歌壇の主流となり、またその流れの二条派が大きな勢力を占め得たのは、俊成、定家と継承され、為家に至つて歌道家としての權威を確立した故にはかならない。その前史として、たとえ後世には、歌学の面を除き、さほど影響は与えなかつたとしても、歌道家としての地位を保つたのに六条藤家がある。

(注)  
本稿は、その六条藤家の歌道家としての成立、その後の展開について、考察を試みたいと思うものである。その際に、六条藤家の歴代の継承者を中心として述べてゆくことになるであろう。

## 二

予、金葉・詞花両度之撰、逢千歳一遇空過之、遺恨第一也。初ハ幼少、後ハ撰集者之子息之歌無入之例云々。大愁也。曾祖父隆経朝臣後拾遺作者、将作又入之。故左京金葉集作者。四代之箕裘至予之時一闕之遺恨云々。(袋草紙「上巻」)

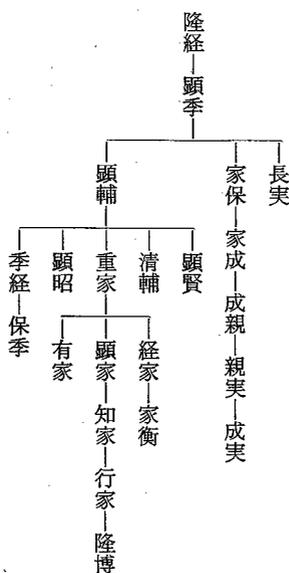
と、清輔が『金葉集』『詞花集』に入集しなかつた無念さを述べ

四五

ているのは、曾祖父隆経からの「四代之箕裘」を継承すべきであるという強い自覚の表明でもある。清輔によれば、勅撰集歌人を輩出した歌の名門六条藤家は、隆経から始まるということになるが、歌道家としての六条藤家は、

六条家は願季より代々歌の家にて、万葉の古風を信じ、物を  
 広く見て由緒来歴を考へ……  
 (『百人一首雑談』)

というように、願季から始まると考える方がよろしかろう。その理由は追々述べてゆくが、先ず六条藤家の系図を掲げておこう。



六条藤家の歌道家としての権威を保証するものに、代々継承された人丸影がある。この人丸影の由来については、『古今著聞集』に詳しい記事がある。

彼清輔朝臣の伝へたる人丸の影は、讃岐守兼房朝臣深く和歌

の道をこのみて、人麿のかたちを知らざる事をかなしみけり。夢に人丸来て、我をこふる故にかたちをあらはせる由を告げけり。兼房画図にたへずして、後朝に絵師を召して、教へてかゝせけるに、夢にみしにたがはざりければ、悦て其影をあげめてもたりけるを、白川院、この道御のみありて、彼影を召して、勝光明院の宝蔵にをさめられにけり。修理大夫願季卿、近習にて所望しけれども、御ゆるしなかりけるを、強ちに申て、つひにうつしとりつ。願季卿一男中納言長実卿、二男参議家保卿、この道にたへずとて、三男左京大夫願輔卿に譲りけり。兼房朝臣の正本は、小野皇太后宮申うけて御覧じける程に、焼にけり。貫之が自筆の古今も、其時同じく焼にけり。口借事也。されば願季卿本が正本に成にけるにこそ。実子なりとも、此道にたへざらん者には伝ふべからず、写しもすべからず。起請文あるとかや。

(巻五)

この記事で留意しなければならないのは、白河院が秘蔵されていた人丸影を、近習の願季が、御許可がでなかったのを無理をお願いして、ついに写しとったことである。願季が白河院の乳母子として、院別当、近臣の筆頭として、絶大な権勢を誇っていたことは、井上宗雄氏をはじめ、諸氏の指摘されるところである。この院の近臣としての自己の立場を利用する形で、聴許され

たのである。白河院の許可を得て、秘藏されていたのを写しとったということが、人丸影が權威を持つ一因となったであろう。

また、兼房朝臣の正本がのちに焼けてしまい、顕季の写しとった人丸影が正本になったということも注意される。小野皇太后宮(注4)(藤原敏子)は康和四(一一〇二)年八月一日に崩じているから、

正本の焼失はそれ以前でなければならぬ。顕季が人丸影供を行なったのは、元永元(一一一八)年六月一六日であるが、既に正本の人丸影は焼失していたわけで、顕季の人丸影が正本になっていたのである。このことが、人丸影の保持者であった顯輔、ひいては六条藤家の名を高からしめたことは想像に難くない。

人丸影供については『柿本影供記』があり、『古今著聞集』や『十訓抄』にも詳しい記事がある。片野達郎氏によれば、「人麿の影像をかかげて供養し、歌会を催すという『人麿影供』は、和歌史の視点に立てば平安末期における人麿尊崇の思潮と『万葉集』享受のあり方とを示し(注5)」ているという。この人麿影供を六条藤家の側から見れば、どういうことになるであろうか。先にも述べたように、この時の人丸影は天下の正本であった。そのために影供を行なうことは、藤原公任以来顕著な人麿崇拜の傾向の中で、歌の家としての六条藤家を、天下に宣言することになるであろう。井上宗雄氏によれば、「永久末から保安頃にかけての歌壇は、

六条藤家をめぐって

顕季を指導者としてその一族知友による顕季系グループと、俊頼を指導者として(姻戚村上源氏を含めた)関白家の乳母子・家司層による忠通家グループが存在していた(注6)」という。永久の末年は人麿影供の行なわれた元永元年になる。顕季は、忠通家グループの指導者であった俊頼を「初献者和歌宗匠可被<sub>レ</sub>勤仕」と言って初献者に推し、満座の賛成を得た(『柿本影供記』)。顕季の配慮が、俊頼という客人に対する礼儀を示したものであった(井上氏)にしろ、俊頼の『万葉集』への親昵とその識見を買ったこと(片野氏)にしろ、歌壇の一方の指導者であった俊頼が初献者を勤めたことが、結果的に人丸影供そのものの權威を高からしめたであろう。或いはその思惑もあって、顯輔は俊頼を招いたのかもしれない。

人麿影供について、片野氏はまた「六条家では毎年春秋二回を恒例として行ない、白河院はこのために讃岐国海土邑を祭田として下賜された程であった」という重要な指摘をされている。『東野州聞書』に、

影供永久年中に始行有り。讃岐国に里海まるとのうみと申す所を、為<sub>二</sub>影供領<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>下<sub>二</sub>顯季<sub>一</sub>畢。此影供領、彼の家に中絶する事有るなり。至<sub>二</sub>正応年中<sub>一</sub>安堵有。隆博朝臣、顕季の末孫也。則隆博朝臣亭にて影供改め行はる。日野資宣卿を請ず。初秋風と

云ふ題にて、資宣、

里のあまのもしほの煙立ちかへり昔になびく秋のはつつか  
ぜ

と安堵の所を詠せらる。顯季影供始行の時、日野敦光と云に、  
人丸の讃を書かせらる。資宣は此の末孫なり。伏見院の御代  
の事也。

と、里海庄（海士邑も同所）と影供に関する記事が見える。<sup>(注7)</sup>

また、『清輔朝臣集』『私家集大成』より引用。以下、家集の  
引用は同書に拠る）にも里海庄に関する歌がある。

讃岐の里海庄に、造内裏の公事あたりけるを、守季行朝  
臣は親しかるべき人なりければ、いひつかはしける

419 松山のたよりうれしき浦かぜに心をよせよあまのつり舟  
この歌のとくにゆるしてけり

里海といふ所をしりけるが、たがふ事有りけるをとぶら  
ひたまふとて、宇治前大僧正覚忠のもとよりつかはした  
りける

439 夜とともに心ばかりやこがるらん舟ながしたる里のあま  
かへし

440 はるかさんかたもおぼえず里のあまの焼もの煙下むせびつ

なお、扇に祈りの歌を書きつけ神に奉って、元通りになったとい  
う（四四一の歌）。

顯季の場合、院近臣の顯季が院領の預所となり、院へ上納する  
年貢などを人麿影供に充当することを許されたということである  
<sup>(注8)</sup>うが、以後、顯季↓顯輔↓清輔という人麿影の継承とともに、預  
所職も伝えられたものと思われる。というのは、清輔は現存資料  
による限り、受領の経験はないし、四一九の歌も藤原季行の讃岐  
守在任期間からみて、清輔が人麿影を譲られた後のことに属する  
可能性が強いからである。<sup>(注9)</sup>

白河院が人丸影に密接な関係があり（人丸影を写すことを聴許  
した）、顯季が院の寵臣であったとはいえ、「顯季の一族知人を中  
心に催された」<sup>(注10)</sup>個人の家での会に、祭田を下賜されたのは、稀有  
のことであろう。これも顯季の懇望によるのかもしれないが、私  
的な会であったはずの人丸影供は、その当初から、白河院の影を  
背景に、儀式としても高い権威を付与されたのである。

「年ごろ影供を怠らざりけり」(『十訓抄』第四)という顯季であ  
ったが、人丸影供を毎年春秋二回を恒例として行なった六条藤家  
の権威は、当代の歌人たちに、いやが上にも認められたに違いな  
い。

後年、建仁元年八月三日に、影供歌合は源通親邸から和歌所に

移される(『明月記』)。

その影供和歌所にうつされて月ごとに侍り。毎月の歌合数しらずつもりはべれば、ねんなきかたも侍て、今はさらにめとむる人もなきにや。

(『源家長日記』)

と言われているのは歌についてのことであるが、影供歌合そのもののマンネリ化にも通じる。六条藤家のは歌合ではないが、影供には歌合がつきものであって、春秋二回行なわれたのも、マンネリ化の防止、権威の維持という点からすれば、妥当な線であろう。

かくして、歌道家として六条藤家を組織しようという願季の意図は、願季その人の院近臣としての勢威、それと関連もする歌壇的地位、歌人としての力量と相俟って、見事に果たされたのである。また、人丸影を継承することが、歌道家としての六条藤家の継承に大きな意味をもつその淵源は、この人麿影供にあったことは言うまでもない。

人麿影供の成功は、願季の歌壇的立場に影響を与えたようである。というのは、願季の歌壇活動に、人丸影供を境に変化が見られるのである。現存資料で、願季が歌合の判者となったのは、人丸影供以前においては、永久四年六月四日参議実行歌合(以下、歌合名は『平安朝歌合大成』に拠る)のみであるが、元永元年六月一六日の人麿影供を挟んで、同二九日の右兵衛督実行歌合、同

六条藤家をめぐって

二年七月一三日内大臣忠通歌合、保安二年閏五月一三日内蔵頭長実歌合、同二六日内蔵頭長実歌合と立て続けに判者となっている。実行は願季の婿、長実は願季男である点を割り引かなければならないが、これらの歌合で、俊頼、永縁、基俊、藤原仲実、源願仲らはその判を受けている点を考慮すると、願季の歌壇的地位の更なる向上ということが考えられる。それに、人麿影供の成功が資したことは大いにあり得ることである。

以上、願季が六条藤家を歌道家として組織するのに、人丸影供がいかに大きな意味を持っていたかを中心にして述べてきた。が、まだ問題は残っている。それは、何故に願季は歌道家を組織しようとしたのかという問題である。

院の近臣として、正三位修理大夫として、願季は時めいてはいた。しかし、祖父頼任は丹波、美濃守、父隆経は甲斐、摂津、美濃守を歴任し、いずれも四位止まりであった。願季自身、「修理大夫願季朝臣叙(從三位)造宮實、受領三」(『中右記』康和六年正月二九日)(注1)とされるように、家格としては、高々受領階級でしかなかった。白河院との関係、さらに長年に亙る受領の間に貯えたであろう財力などによって、願季は家格としては異例の出世を遂げつつあったが、それだけに却って、廷臣として立つべき自己の家の

基盤の脆弱さを、誰よりも深く認識していたはずである。その家の存在意義を、公家社会の中に確立しようという意図と、承暦元年讃岐守顯季歌合（時に二三歳。習作的自歌合といわれる）<sup>(註12)</sup>以来の歌道への精進とが結び付いたのが、歌道家の組織への志向にほかならなかつたのではないかと思われる。有職故実や明經道などと違つて、既に重代の家があり、六条源家に萌しはあつたが、歌道家はいまだ組織されていなかったのである。

## 三

顯季と同じく堀河院百首の作者で、儒者、漢詩人として著名であつた大江匡房は、「云官爵云福祿、皆以文道之徳所経也」と言い、「世間事全無所思」とまで述べるが、一方では「只所遺恨ハ不歴蔵人頭ト、子孫ガワロクテヤミヌルトナリ。足下ナドノ様ナル子孫アラマシカバ、何事ヲカ思侍ラマシ。家之文書、道之秘事、皆以欲湮滅也。就中史書全経秘説、徒ニテ欲滅也。无委授之人、貴下ニ少々欲語申如何。」<sup>(註13)</sup>

と、儒者の家学としての史書経書の秘説を伝えるべき子孫のないことを嘆き、藤原実兼にそれを伝えようとした。また、時代的に少し下るが、今様を好み、『梁塵秘抄』まで編んだ後白河院も、

年頃かばかり嗜み習ひたる事を、誰にても伝えて、其流れなども、後にはいはればやと思へども、習ふ輩あれど、これをつぐべき弟子のなきこそ、遺恨の事にてあれ。

年頃好みたる事に、たしかに伝へたる弟子のなき、口惜しき事也。<sup>(註14)</sup>

と、真に継ぐべき弟子のないことを嘆じている。子孫と弟子という違いはあつても、両者とも継承する者のない嘆きは察するに余りある。

顯季の場合も、歌道家として組織した六条藤家が、真に確立されるためには、すぐれた後継者がいなければならぬ。顯季は、歌道家の継承を意味する人丸影を「顯季卿一男中納言長実卿、二男參議家保卿この道にたへずとて、三男左京大夫顯輔卿に譲つたという（古今著聞集）巻五」。これは、顯輔の歌人としての力量を認めただけにほかならないが、長男の長実も歌人であつたにも関わらず、特に第三子の顯輔に歌説を伝えている（袋草紙）『袖中抄』など）のは、その才を見込んで、自らの後継者に育てあげたとも言える。中世によくある「一子相伝」に極めて似ていってよろしかろう。これと、

実子なりとも、此道にたへざらん者には伝ふべからず、写し

もすべからず。起請文あるとかや。

〔古今著聞集〕巻五

という人丸影の伝承、書写についての厳しい制限とは、かの有名な、

この別紙の口伝、当芸において家の大事、一代一人の相伝なり。たとへ一子たりといふとも、無器量の者には伝ふべからず。

〔風姿花伝〕第七「別紙口伝」

という世阿弥ほど徹底したのではないとしても、後継者の厳選という似通った点を見出せるのである。換言すれば、顕季の歌道家を組織するという営みが、いかに強い自覚によって支えられていたかを示すものといえよう。

顕輔も、顕季の意志を継いで、歌道家の確立に努めた。俊頼の『金葉集』撰集事業の際、顕輔は、

前木工頭俊頼、撰集うけたまはりて、よめらん歌、とたび／＼いはれしかば、つかはすとて

35 家の風ふかぬものゆゑはづかしの森のこの葉ちらしはて  
つる 〔左京大夫顕輔卿集〕

という歌を詠んでいる〔金葉集〕雑上・五八九に入集。「家の風」は、『拾遺集』雑上・四七三の歌について、清輔が「家の風」とは、家の業を伝ふるなり」〔奥儀抄〕中・釈〕と言うように、家業のことである。もちろん顕輔の「家の風」とは、父顕季以来の歌道

意味する。顕輔の歌は謙辞だけに却って、顕輔が家業としての歌道を、いかに自覚していたかをよく表わしている。

顕季は顕輔というよき後継者を得たが、新しく組織された歌道家であるから、人丸影があるのみで、匡房のいう「家之文書、道之秘事」はなかった。自ら家説（歌説）を作ることから始めねばならなかった。

顕季が出詠したり、判者となったりした歌会や歌合、『六条修理大夫集』などにその名が見え、交渉のあった歌人中に、歌学書を著わしたり、勅撰集の撰者になったりした人としては、源経信、源俊頼、藤原通俊、隆源がおり、それに大江匡房、藤原基俊、永縁、藤原顕仲、津守国基などの歌人もいる。これらの人々との交流の中で、顕季は歌学的な知識を得たのであろう。ここでは、歌学書を残していない津守国基の例をあげておこう。

住吉の社は四社おはします。南社は此衣通姫也。玉津島明神と申す也とぞ、津守国基は将作（顕季、引用者注）に語り申しける。〔奥儀抄〕下・釈

今日、清輔や顕昭の学書から窺われる顕季の歌説（顕輔からの伝聞）は、和歌の故実や作法、和歌の注釈、和歌説話など、その一部だけでも雑多であって、体系化された歌学とは見なしがたい。これは、顕季の歌説の形成過程の多様さを物語るものであろう。

一方、これは願季の歌説の幅の広さとも言い得るわけで、井上宗雄氏が指摘される「故左京兆（願輔 引者注）の申されしは、このま弓つき弓の歌は、いかによめるにか、あまたの人にたづぬれども、慥かに云ひらく人なし」（『袖中抄』第三）に端的に表わされた願輔の姿勢に通じ、六条藤家歌学の特徴である、幅の広い考証学的態度の一面にも通じるものがあるといえよう。願季の歌説は、歌学と呼び得るほど体系化されたものではないが、願輔を経て、清輔、願昭によって、体系化され、集大成される。この願季によって、六条藤家歌学の基礎が築かれたことは、先学の御指摘を俟つまでもない。

願季が願輔に歌説を講じたことは、世間周知のことであつたやうで、

左京大夫願輔、新院（崇徳院、引者注）に参りたりけるに、「百首よむやうは習ひたるか」と仰ごとありければ、「習ひたる事候はず。願季も教へず候ふ」と申しければ……

（『古今著聞集』巻五）

という記事が見える。崇徳院の言には、堀河百首を始めとする百首歌の盛行の中で、当然百首歌の詠み方は願季から習っているはずだといふ口吻が感じられるが（因みに鎌倉以降の歌学書には百首歌の詠み方がよく説かれている）、歌説の継承、家学を認知し

ている点に注意される。こうしたことが、歌人としての願輔、歌道家としての六条藤家の権威に重みを加えていることは言うまでもなからう。そして、この崇徳院の院宣によって、願輔が『詞花集』の撰者となるに及び、歌道家としての六条藤家は、名実ともに確立されるのである。

#### 四

四位申したるをゆるされざりければ、弟ども四位にて侍るに、いまだゆるされぬよしなど申文に書て奉るとて

420 やへへに人だにのぼる位山老いぬる身には苦しかりけり

このたびなむゆるされける

清輔は、重家らの弟にも官位を越され、従四位下太皇太后宮大進どまりで、生涯官途に恵まれなかった。それで、度々昇進や任官を望む申文や歌を所々に奉ったことは、右の歌からも窺えるし、『清輔朝臣集』にも散見する（四〇五、四一三など）。また身の不遇をかこつ歌も多い。

梅

17 梅の花おなじねよりは生ひながらいかなる枝の咲きおくる

らん

述懐

367 としを経て梅も桜も咲くものを我が身の花にまぢぞ侘ぬる

清輔は、その事情はいろ／＼推測されているけれども、たとえ(注七)

ば顯輔が『詞花集』撰進の院宣を奉じた時も、「予于時不<sub>レ</sub>快」

『袋草紙』上巻」といふごとく、顯輔と長い間不和であった。その

ために、家の発展を托された弟の重家、季経の官途の順調さをよ

そに、清輔は暗鬱な沈淪の四十余年を送らねばならなかつた。こ

の不遇沈淪の間に、清輔は和歌に精進し、多量の歌学的知識を身

につけた。父の庇護が薄い以上、清輔は自らの力で運命を切り拓

いていかねばならない。そこに曾祖父以来の和歌があり、祖父以

来の歌学があつたのである。

和歌ハ有<sub>レ</sub>興事也。無<sub>レ</sub>止事二人及帝王ニモ達<sub>レ</sub>事其道也。所望

申文若ハ名籍ニモ副<sub>レ</sub>之、先蹤也。(『袋草紙』上巻)

と和歌の功用を説いた清輔は、源重之、蓮仲法師の先例に加えて、

自らの忘れ難い例も記している。たとえば、先に引用した四二〇

の歌の左注にも記されているが、この歌を鳥羽院への申文に添え

て奉つたところ、「賢ク有<sub>レ</sub>御惑、其後叙<sub>レ</sub>四品」であつたという。

このような清輔の和歌に対する姿勢を如実に示しているのが、次

の記事である。

又新院御給ヲ申ニ度々漏シカバ、十二月二十日比、事次ニ奏

聞歌

六条藤家をめぐつて

位山タニノ驚人シレズネノミナカレテ春ヲマツカナ

明年御給所<sub>レ</sub>給也。競望人有<sub>レ</sub>其教。而仰云、依<sub>レ</sub>優和歌、給

清輔ニ云々。何面目如<sub>レ</sub>之哉。雖<sub>レ</sub>不堪<sub>レ</sub>事、依<sub>レ</sub>此道一度々有<sub>レ</sub>

面目。是多年稽古之所<sub>レ</sub>致歎。(『袋草紙』上巻)

清輔のような考えのあつたことは、鴨長明の『無名抄』からも

窺える。父の庇護の期待できない清輔は、実質的には孤児に近い

が、父を早く亡くした孤児の長明に対し、中原有安は長明が歌人

として立つことには否定的とはいへ、次のように語っている。

歌の道其身に堪へたることなれば、こゝかしこの会に構へて

／＼と招請すべし。宜しき歌よみ出でたらば、面目もあり、

身の名誉も出できぬべし。……何事をも好むほどに、其道に

優れぬれば、雖、袋にたまらずとて、其聞え有りて必ずしか

るべき所の会にも交はり、雲客月卿の筵の末にも臨む事も有

りぬべし。是こそ道の先途にてはあれ。(『不可立歌仙教訓事』)

天皇や院、さらに権門に歌を奉つて所望を達し、或いは宮廷歌

壇や権門の歌会などで活躍して眷顧を得、社会的地位や官途の昇

進を得ようという清輔の志向に影響を与えたのは、彼が若い時に

見聞いた藤原基俊ではなかつたかと思われる。基俊は右大臣藤原

俊家の五男でありながら、若年にして父、兄を失い、有力な庇護

者のないまま、従五位上左衛門佐で終つた。しかし、和歌をも

って官途を得ようとして、和歌の才学をみがき、多くの歌合に判者として臨み、ついには俊頼と並称された歌人である。この基俊に、清輔は大いに共感する所があったであろう。後年、清輔は『統詞花集』において、俊頼の一一首に對し、基俊は父頭輔と同じ一〇首を採っている。頭輔の『詞花集』では、俊頼一一首に對し、基俊一首であったのと、大きな落差がある。『統詞花集』で最も多く入集しているのが、清輔が恩顧を蒙った崇徳院の一八首であることを考慮すれば、基俊の一〇首には、清輔の個人的な感情も大きな比重を占めていると思われる。

頭輔も最後には、清輔の歌才を認め、歌道家としての六条藤家の将来を委ねた。

久寿二年二月人丸影を清輔朝臣に伝へける時、花下言志といふ事を  
左京大夫頭輔

命あれば多くの春に逢ひぬれどことしばかりの花は見ざりき  
(注19)  
『統古今集』卷下・一一七

この後まもなく五月七日に頭輔は没している。また、後年清輔が尚齒会を行なった後の記事が『古今著聞集』卷五に見える。

父頭輔朝、子孫の中にこの道にたへたりとて、清輔朝臣に伝へたりける人丸影・破子硯を、重家卿子息中務権大輔経家朝臣に譲られてけり。和歌の文書、季経朝臣に譲りてけり。

頭輔は歌道家の継承を意味する人丸影、そして破子硯、和歌文書を清輔に譲ったのである。さらに頭季が人丸影供の際に、白河院から祭田として下賜された讃岐の里海庄を、頭輔は相続したらしいが、それも清輔に譲ったであろうことは既述した。

頭輔から最も疎んじられた清輔が、その故に歌道に精進し、結果的に歌道家としての六条藤家を継承したのは皮肉でもあるが、清輔も後継者としての自覚を持って、更に歌道に邁進した。以下、久寿二年二月の歌道家継承後の清輔の事蹟を追ってみた。

清輔の代表的著作『袋草紙』は、和歌並びに作歌行為を才学故実の対象として、組織化し、集大成したものであるが、同時に祖父頭季以来の六条藤家の歌説を、歌学として体系化し、集大成したものである。清輔自身、家学を集大成するという自覚を持って事に当たったであろう。

また清輔の著作に『牧笛記』(歌佚)がある。これは寂超が『詞花集』を批難する『後葉集』を編んだのに對し、それに反駁するために著したという(『和歌色葉』)。清輔は『詞花集』撰進の際に頭輔から「予于時不快」であった(既述)のを許され、忠兼、隆縁や頭方(頭賢)らと共に、撰歌に協力した(『詞花集註』)。しかし「撰集者之子息之歌無入之例」により、自歌が入集しなかったのを「大愁也」と述べているし、頭輔と撰歌をめぐって衝突し

たりして『袋草紙』上巻、『詞花集』にはあまりいい感情を持つていなかったはずである。(注20)にも関わらず、歌道家としての榮譽を守るために、多少の不満はあったとしても、『詞花集』を擁護したものであろうか。頭輔が院宣を奉じたことを、「抑起祖父并殿閣被奉撰集、希有事也」(『袋草紙』上巻)と大変な名譽に思っている清輔なのである。

清輔の私撰集の一つに『統詞花集』がある。清輔の跋文には、撰集作業を進めているうちに、二条天皇の勅聞に入り、天覧に備えて繕写している間に、崩御にあつて、勅撰にならなかつた旨を記している。その一部を天理図書館本から引用しよう(返り点は私案)。

恨之(崩御、引用者注) 尤切、仙居之月早歳、愁之至深、橋山之雲何在、縦不遂(舊カ、引用者注) 蓄懐、争可秘撰撰、員数旁多、編一千首之詞、部類区别、次二十卷、尺号名統詞花、以為口実二而已、

恩顧を蒙った二条帝を失った清輔の悲しみと失望とが伝わってくる文章であるが、『清輔朝臣集』にも次の二首が残されている。

二条御門うせさせ給ひて、御はふりの夜よめりける歌と

も

311 ありしよに衛士のたく火は消えにしをこは又なにの煙なる

六条藤家をめぐって

らん

312 よろづ代とたのみし君を宵の間の空の煙と見るぞ悲しき  
また、右の文章からは、勅撰集にならなかつた無念さも強く滲み出てくる。結局、この撰集は『統詞花集』と名付けられたが、その意味を考える必要があるだろう。

いくら勅撰集になるはずだったとはいえ、単なる私撰集に、『拾遺集』に対する『後拾遺集』のごとく、勅撰集の名をとって命名するのは異例に属する。(注21)しかも、『後詞花集』ではなく、『統詞花集』と名付いたのである。(注22)ここに父子二代にわたる勅撰集撰者という榮譽を逸した、余りある無念さが込められている。ともに、頭輔が編纂し、六条藤家にとって一つの金字塔ともいうべき『詞花集』の後を継ぎ、父の偉業を継承するという自覚が込められているように思われる。『拾遺古今』『後葉集』といった、『詞花集』批判の撰集のある中で、個人的にはあまりいい感を抱いていなかったであろう『詞花集』の名を敢えて用いた所に、清輔の歌道家の継承者としての強い意識を見ることができているであろう。

清輔の最晩年に属する事蹟で特筆すべきは、承安二年三月十九日に白河の宝莊殿院で行なわれた尚齒会がある。この会の意義については、久保田淳氏と、それを承けた井上宗雄氏の御見解があ

(注23)

(注24)

五五

り、ともに首肯できるが、若干の私見を加えておきたい。

尚歯会の模様は、清輔自身の記した『暮春白河尚歯会和歌并序』から窺うことができる。参会者は主人の清輔、七叟をつとめる頼政ら六人、垣下の人々は「多くは扶持の人々」であるが、介添役の頼政息仲綱ら一〇人であり、その中に重家、顕昭、季経という清輔の弟がいた。人的構成としては、ごく内輪の会であったにも関わらず、世間の注目を浴びた。清輔自身が記す。

見る者道俗、高きいやしき、山上木下ごとに群れたち群れ居て、目しばらくも捨てず。又あるひは車を立てて見る女ありあるひは堂の内に入りて、のぞく人も数有り。過ぎにししかたも聞かず。末の世にははた有がたき見ものなり。

また、弟の重家が清輔の下襲の尻をとったことについて、清輔は、

四位の下襲の尻を三位のとること昔も聞かず。これ齡を尊び、道を重くするあまりなり。見る者目をおどろかし、涙をのこふべし。

とわざわざ記している。清輔の得意満面なさまが髣髴とするが、「道を重くするあまりなり」の「道」は、文脈から「悌の道」をさすと解すべきであろう。が、臆測をめぐらせば、「歌道」の意も込められているように思われる。この尚歯会は和歌会でもある

から、会の主人であり、兄であるからということともに、歌道家を継いでいる自分が、官位を無視して、重家に下襲をとらせても当然といった意識を窺うことができるのではなからうか。「多くは詩会にこそ待るに、和歌は珍しき事にや」(『古今著聞集』巻五)という尚歯会を行なった清輔なのである。

「年ごろの望み」である尚歯会の挙行に際し、清輔が強く意識していたものの一つに、死期の近いことを覚悟した顕輔が、久寿二年二月に催した花宴があるのではなからうか。この宴において、顕輔が人丸影を清輔に伝えたことは、先に『統古今集』の歌を引いて述べたが、『左京大夫顕輔卿集』を引こう。

老の病、日にそへてよろづもならねど、南おもての花盛りなりと聞きて、例の事なれば、人々に案内して、花宴せしに

145 命あれば多くの春に逢ひぬれどことしばかりの花は見ざりき

詞書にあるように、「人々に案内して」行なわれた花宴であったが、この「人々」を立ち合いとす形で、人丸影を清輔に譲ったのである。<sup>(注25)</sup> 世代交代の場としては、格好の舞台であるが、人丸影を人々に再認識させ、歌道家の存続を願う顕輔の意図を、そこに見ることができであろう。

清輔も顯輔と同じような意図を持って、この尚齒会を行なった

のではないだろうか。『古今著聞集』巻五は、尚齒会の後日談として、清輔が「悦にたへず、後日に父顯輔卿」から伝えられた人丸影、破子硯を重家息姪家に、和歌文書を季経に譲ったという（実際は後述することく、人丸影も季経に譲られたようである）。

「後日に」というのは、尚齒会後まもなくということであろう。

六条藤家の内輪の会でありながら、「過ぎにしかたも聞かず」「末の世にははた有がたき見もの」である尚齒会を挙行し、世間の耳目を驚かして、自身の存在を誇示した後に（それは六条藤家の誇示でもある）、歌道家の後継者としての地位を後進に譲る、そこに程度の差はあれ、顯輔と相似た意図を認めてもよろしかろう。清輔の絶えず世間を意識した姿勢も、それを示すものであろう。時に、清輔は花宴当時の顯輔の歳六六（享年でもある）を超えること三歳、まさに人生の「暮春」であったし、尚齒会の時期も多少の違いはあるが、花宴と同じ春であった。

和歌史の流れから見れば、世間の耳目を集めた尚齒会は、清輔一代の盛事であるとともに、歌道家六条藤家にとっても、最後の光芒にも似た盛事であった。五年後の清輔の死によって、着々と台頭しつつあった俊成が、歌壇の指導権を握っていくことになるのであるが、尚齒会の盛事のかげには、歌道家六条藤家の「暮春」

がしのび寄っていたのである。

## 五

中古も今も歌学明らかならず。歴世の間わづかに清輔朝臣と顯昭法師とのみ、その詞の中に取るべきものあり。

（『国歌八論』）

荷田在満は清輔と顯昭を並称しているが、契沖、宣長などが、学者として高く評価しているのは、顯昭の方である。

かつて拙稿<sup>(注26)</sup>で、『六百番歌合』を中心として、顯昭に迫ろうと

したことがあり、その際に、顯昭の注釈について、「これらの注釈は外面的には守覚法親王の要請という形であるが、顯昭自身にとっては、清輔の大成した六条藤家歌学の注釈方面の増補・訂正の意味を持っていると思われるのである」と述べた。その後、西村加代子氏が「袖中抄執筆当時の顯昭には、家門を意識しての御子左家への対立感情は顯著ではない」「顯昭の活動を追ったばあい、御子左家との存在以前に、同門の先達清輔への対抗意識や、学説上の葛藤が大きく浮かび上ってくる」などと言われた。<sup>(注27)</sup>

ここでは、西村氏の御見解を参考に、前稿の補いを含めて、若干の私見を述べてみたい。

まず、顯昭と清輔の学説上の葛藤ということであるが、これを

清輔の学説の誤り、不充分性を、頭昭が「目敏く峻烈」に批判したものとすれば、西村氏が比較の対象とされた『奥義抄』と『袖中抄』の差を考えねばならないだろう。

『奥儀抄』執筆当時、清輔は四十代半ばであったと推測されること、『袖中抄』執筆当時、頭昭は五十代の後半であったと思われること、この十余歳の年齢差は学問の完成度に大きな影響がある。既に頭昭は歌合に度々出席したことがあるし、寿永二年春から冬の間に、『古今秘注抄』から『詞花集註』に至る勅撰集の注釈、『堀河百首注』『散木集注』などの注釈もやっておき、『袖中抄』執筆当時、比肩する者のないほど深い学識を有していた。一方、清輔は久安四年、四五歳にして、『久安百首』の作者に追加され、ようやく歌人として知られるようになったが、それまで歌壇の表面には殆んど出ておらず、歌学の蓄積も頭昭に比べれば、不充分であつたろうと思われる。また、清輔は長い間、頭輔と不和であつたので、『奥儀抄』執筆時まで、歌説を講じられたことは殆んどなかったと考えられ（『袋草紙』と違い、『奥儀抄』には頭輔の名は見えない）、『奥儀抄』の学説は自らの努力で身につけたものが大部分であると推測される。だから、『奥儀抄』に不充分さや多くの誤りがあるのは、むしろ当然と言ふべきであらう。清輔自身が、

歌論義といふものには古歌二首を誤りて、かきかよはせるなりと書きたり。先達のことを疑ふはおそれあれどもいかがとおぼゆ。就中、此集にはかくはべれば、躬恒、貫之が定ひがごとしはべらむやはと、いとど力を得ておぼえはべり。

(巻下・釈)

と、後年の我の強い清輔らしからぬ、自信のなさを吐露している。したがって、頭昭が清輔の説を批判するのは、頭昭の学識の深さからいって、当然のことである。

また、頭昭の学問の性格からして、清輔説批判も出るべくして出てくるだろう。『袖中抄』を見ると、まず自説を掲げ、次に先人の説を挙げ、それを批判する形で、また自説を述べるという方法が多い。『奥儀抄』は、他の文献、たとえば『能因歌枕』『綺語抄』『無名抄』『俊頼髓脳』『和歌童蒙抄』などと同じく、この先人の説の一つとして挙げられ、批判されているのである。『袖中抄』が歌語のうちの難語を注釈したものにだけに、異説も多く、批判の余地もあつたのである。その批判のニュアンスに、時として多少の対立感情を感じる場合があるとしても、『奥儀抄』はあくまでも先人の一説としての扱ひである。要は、頭昭の乗超えるべき対象の一つとして、清輔の『奥儀抄』があつたということだろう。

顯昭は「さばかりの天才博覧の人」(『顯注密勘』、古今歌六六九)、「さばかりひろく見聞たる人」(同二〇〇一)といふごとく、学者としての清輔に敬意をはらっているが、定家が『顯注密勘』において、俊成の説を家説として絶対化しているように、清輔の説を六条藤家の家説として絶対化するのではなく、あくまでも多くの説の一つとして相対化し、それに客観的に批判を加えているのである。このような顯昭の学究的態度こそ、注視されるべきではないかと思う。

本稿の第三章で述べたように、顯季、顯輔の歌説は幅の広さがあり、六条藤家歌学の幅の広い考証学的態度の一面に通じているが、これは換言すれば、後人が盲従するような絶対的家説を持たなかったということである。そこに六条藤家歌学の弱点と、その反面の発展性があったのであるが、清輔と顯昭との学説の關係も、いい面での六条藤家歌学の特徴をよく表わしているといつても、過言ではないだろう。

## 六

本稿において、歌道家六条藤家の成立に、人丸影がいかに重要な意味を持っていたか、またそれ故に、歌道家の継承にどんなに大きな役割を果たしていたかは、再三述べたところである。本稿

の最終章に当たり、一部は既述したが、清輔以後の人丸影の伝承についてふれておきたい。

人丸影の伝承については、鈴木徳男氏の御研究があり、同氏は『古今著聞集』巻五や『明月記』の記事から、顯季↓顯輔↓清輔↓経家↓保季↓知家↓成実という経路を指摘されている(第二章の系図参照)。大旨首肯できるが、清輔↓経家という経路に疑問が残る。確かに『古今著聞集』(本稿五四頁上段に引用)に拠れば、重家の経家に譲られたことになっている。

ところが、『季経入道集』には、

柿本御影つたへたてまつりて、はじめて会し侍りしに、

藤花盛開といふ題をよめる

14 藤の花松のみどりをこめてけり千年までもかゝれとぞおもふ

家に影供し侍りしに、旅宿七夕と云題を

30 たなばたに草の枕をかしつればわかぬさきも露けかりけり

家に影供し侍りしに、人違会恋といふ題を

58 まだなれぬ人にぞこよあふせがは同じながれを思ひわたりて

という三首があり、季経が「柿本御影つたへたてまつり」、「家に

影供し」たことが知られる。そして、『玉葉』には、

季経卿持<sub>三</sub>来<sub>二</sub>人丸影<sub>一</sub>、見<sub>了</sub>返<sub>三</sub>給<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。(建久元年八月二九日)

とある。この季経が持参した「人丸影」が、家集にいう「柿本御影」であろう。人丸影の伝承についての厳しい制限から考えて、写しなどではなく、清輔から直接伝えられたものと推測される。

清輔自身に伝えるべき子がない以上、『尊卑分派』に拠れば、家基が実父の清季、それに尋頭、公寛の三子がいるが、いずれも歌人ではない)、六条藤家の歌人のうち、顕昭、重家(安元二年六月一七日に出家)を除いて、歌人としての力量、活躍状況、さらに年齢的な点からいっても、清輔から季経に伝えられたとみるのが妥当であろう。人丸影は顕季↓顕輔↓清輔↓季経↓経家↓保季↓知家↓成実と伝承されたことになると思われるのである。

また、季経に譲られたという「和歌文書」に関しても、『玉葉』に、

季経朝臣来。談<sub>二</sub>清輔朝臣和歌文書之間事<sub>一</sub>。

(治承二年二月一四日)

という記事が見える。

季経は清輔から人丸影と和歌文書を譲られ、その後継者となったのである。季経が源通親の和歌の師を務めたり、『六百番歌合』の作者、『千五百番歌合』の判者となったりして、歌壇的にある

程度の重きを成したのも、歌人としての力量もさることながら、歌道家六条藤家の後継者としての地位も、大いに関与しているであろう。また『正治百首』の人選をめぐる定家らの参加妨害に顕著な、季経の御子左家への對抗意識も、六条藤家の後継者としての立場の大きいなる反映とみることができよう。

本稿では、先学の驥尾に付いて、私なりに六条藤家について述べた。顕昭、季経以後の六条藤家については、別の機会に譲りたい。

(注1) 「紀師匠家曲水宴和歌」(『日本歌学の源流』所収)

(注2) 顕季弟が六条東洞院にあったために、六条家の称で呼ばれているが、本稿では、源経信、俊頼の六条家と区別して、「六条藤家」という名称を用いた。

(注3) ① 「藤原顕輔伝の考察」(『国語と国文学』昭和34年2月)

② 「顕季の輪郭」(『平安後期歌人伝の研究』所収)

なお、井上氏の『平安後期歌人伝の研究』を始めとする一連の御研究から、多大の学慮を蒙ったことを記しておきたい。

(注4) 『古今著聞集』(日本古典文学大系) 頭注所引『編年記』。『中右記』に拠れば八月一七日崩。なお、『古今著聞集』にいう「貫之が自筆の古今」の焼失については、「小野皇太后宮御本(貫之自筆)於<sub>レ</sub>宮焼<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>之」(『袋草紙』上巻)とある。

(注5) 「人麿影供」の変遷とその歌史的意義」(『日本文芸と絵画

の相關性の研究」所収

(注6) 「院政期歌壇の考察」(『国文学研究』第十九号)

(注7) 片野達郎氏からも私信にて、御教示いただいた。

(注8) 田中文英氏の御教示による。

(注9) 井上宗雄氏「清輔年譜考」(『平安後期歌人伝の研究』所収)に拠れば、藤原季行の在任期間は、久寿二年正月二八日(保元二年三月二六日)であるという。これは「諸家伝」の「季行」の条にも見える。清輔が人丸影を譲られたのは久寿二年二月である。

(注10) (注6)に同じ。

(注11) 井上宗雄氏が(注3)④で指摘されている。

(注12) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 四』所収の当該歌合の解説。

(注13) 竹内理三博士「口伝と教命―公卿学系譜(秘事口伝成立以前)―」

(『律令制と貴族政権』第Ⅱ部所収)に詳しい。

(注14) 『勅撰作者部類』に拠ると、『金葉集』に一五首、『詞花集』

『新古今集』『続後拾遺集』『新拾遺集』にそれぞれ一首入集している。

(注15) 「六条藤家の盛衰―その歌壇的地位の考察―」(『国文学研究』第十五号)

(注16) 顯季は和歌に秀句を詠む際の心得を、清輔に語っている(『拾遺抄注』拾遺歌四九五)。

(注17) 井上宗雄氏は(注9)で、「母の出身とか愛情とか、或は年齢が接近した父子の間に微妙な感情的運和があったからとか」というようなことを推測されている。

(注18) 追加とはいえ、清輔を「久安百首」の作者に加えて、歌壇登場

六条藤家をめぐって

の契機を与えたのは崇徳院であり、清輔も『奥儀抄』を奉つてい

る。

(注19) 井上宗雄氏が(注9)で指摘されている。

(注20) 教長が『詞花集』を難じて、『拾遺古今』を選ぶ時に、清輔が「かたはらに添ひ候ひて、もろとも仕りて候ひし、まことに見苦しきことにて候ひき」(『正治奏状』)というのも、真偽のほどは不明であるが、『詞花集』をめぐる顯輔、清輔父子の葛藤が世上にも知られていたことを示している。また『拾遺古今』の成立は、『和歌現在書目録』に「詞花集撰之比撰之」とあって、『詞

花集』撰進後まもなくと思われ、清輔の歌道家継承以前だろう。

(注21) 他に教長の『拾遺古今』があるが、『詞花集』を難じ、『古今集』尊重を打ち出すために名付けたのであろう。

(注22) 勅撰集では、『古今集』が最初、統万葉集と名付けられた例

(真名序)がある。

(注23) 「平家の世紀の光と影」(『国文学』昭和51年9月、後に『日本人の美意識』所収)

(注24) (注9)に同じ。

(注25) 『季経入道集』一〇の歌から、季経も出席したことがわかる。

(注26) 「晩年の顯昭―『六百番歌合』を中心として―」(『国語国文』昭和51年5月)。なお、この稿の注(18)は誤りとして削除する。

(注27) 「顯昭と清輔―学説の継承と対立をめぐって―」(『国語と国文学』昭和52年7月)

(注28) 「貞永期の藤原知家」(『国文学論叢』第二十三輯)

(本学助手)